

## 「番組アーカイブ業務勘定」 共通費用の配賦基準

「放送法第20条第2項第2号の業務の基準」第2の12③および19に記載する番組アーカイブ業務勘定の共通費用の配賦基準は、以下のとおりとする。

共通費用の種類	共通費用の配賦基準
既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等	提供本数比（注1）
給与	要員比（注2）
退職手当・厚生費	要員比（注2）
共通管理費	要員比（注2）、面積比（注3）、支出比（注4）

### （注1）提供本数比

サービスの種類ごとの、番組アーカイブ業務の提供本数と他のビデオオンデマンド事業者等に対する提供本数の合計に占める番組アーカイブ業務の提供本数の比率

### （注2）要員比

要員数に占める番組アーカイブ業務に係る要員数の比率

### （注3）面積比

施設管理などの経費に適用。全体に占める番組アーカイブ業務に係る占有面積の比率

### （注4）支出比

経営管理などの経費に適用。物件費に占める番組アーカイブ業務に係る物件費の比率